

第 5 節 許可又は承認情報の登録並びに撤回及び手作業移行手続

貨物又はコンテナに係る情報（以下この節において「貨物情報等」という。）がシステムに登録されている貨物又はコンテナ（以下この節において「貨物等」という。）について、次の税関手続を書面（以下この節において「輸入申告書等」という。）により行う場合は、この節の定めるところによる。

- ・ 輸入申告（コンテナの輸入申告及びB P 承認申請を含む。）
- ・ 輸入（引取）申告
- ・ 特例委託輸入（引取）申告
- ・ 蔵入承認申請
- ・ 移入承認申請
- ・ 総保入承認申請
- ・ 展示等申告
- ・ 別送品輸入申告
- ・ 蔵出輸入申告（B P 承認申請を含む。）
- ・ 移出輸入申告（保税作業による製品の移出輸入申告及びB P 承認申請を含む。）
- ・ 総保出輸入申告（保税作業による製品の総保出輸入申告及びB P 承認申請を含む。）
- ・ 本船扱い又はふ中扱い承認申請

また、システムを使用した次の税関手続（以下この節において①から⑬までを「輸入申告等」という。）について、撤回若しくは手作業移行を行う場合又は承認の取消しを受ける場合も、この節の定めるところによる。

- ① 輸入申告（関税暫定措置法第 14 条（沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除）の適用を受ける貨物に係る輸入申告、予備申告、予備申告後の本申告及びB P 承認申請を含む。）
- ② 輸入（引取）申告（予備申告及び予備申告後の本申告を含む。）
- ③ 輸入（引取・特例）申告（予備申告及び予備申告後の本申告を含む。）
- ④ 特例委託輸入（引取）申告（予備申告及び予備申告後の本申告を含む。）
- ⑤ 特例委託輸入（引取・特例）申告（予備申告及び予備申告後の本申告を含む。）
- ⑥ 蔵入承認申請（機用品の蔵入承認申請（注 1）並びに予備申告及び予備申告後の本申告を含む。）
- ⑦ 移入承認申請（予備申告及び予備申告後の本申告を含む。）
- ⑧ 総保入承認申請（機用品の総保入承認申請（注 1）並びに予備申告及び予備申告後の本申告を含む。）
- ⑨ 展示等申告
- ⑩ 蔵出輸入申告（B P 承認申請を含む。）
- ⑪ 蔵出輸入（引取・特例）申告
- ⑫ 移出輸入申告（保税作業による製品の移出輸入申告（注 2）及びB P 承認申請を含む。）
- ⑬ 総保出輸入申告（保税作業による製品の移出輸入申告（注 2）及びB P 承認申請を含む。）
- ⑭ 特例申告（特例委託特例申告及び一括特例申告を含む。）
- ⑮ 修正申告
- ⑯ 本船扱い又はふ中扱い承認申請
- ⑰ 関税等更正請求

(注1) 税関手続関連(航空編)-機用品関係手続-第1章第2節(機用品蔵入等承認申請手続)によるものをいう。

(注2) 税関手続関連(共通編)-共通手続-第2章第11節(移出輸入申告及び総保出輸入申告(原料課税扱い)手続)によるものをいう。

1 貨物情報等がシステムに登録されている貨物等に係る許可又は承認等情報の登録

(1) 輸入申告書等の提出

貨物情報等がシステムに登録されている貨物等について書面により申告又は申請を行う場合は、輸入申告書等に次の区分に応じた内容を記載し提出する。

イ 書面による輸入申告等の場合

区 分	内 容
B/L番号 (注)	貨物情報等の番号(「船会社コード(SCAC)+B/L番号」)を記載する。
保税地域コード	貨物が蔵置されている保税地域の保税地域コード(「業務コード集」参照)を記載する。
併せ運送先の 保税地域コード	運送を伴う蔵入承認申請、移入承認申請、総保入承認申請又は展示等申告で、運送先の保税地域がシステム参加保税地域の場合は、運送先の保税地域を保税地域コード(「業務コード集」参照)で記載する。
一括申告・申請	分散蔵置貨物に係る一括申告又は一括申請の場合に一括申告又は一括申請の旨を記載する。
複数B/L	複数のB/Lによる申告又は申請の場合にその旨を記載する。

(注) ① 貨物情報等がシステムに登録済みの貨物等の一部について、書面による輸入申告等を行う場合(内取通関)は、当該申告等の前に、「貨物取扱登録(改装・仕分け)」業務(業務コード:SHS)を利用して、仕分け(内取り)を登録する。
当該書面により税関へ提出する輸入申告書等には、仕分け子B/Lに係るB/L番号を付記する。

② 一括申告又は一括申請の場合は、仕分け親のB/L番号を記載する。

ロ 書面によるコンテナの輸入申告の場合

区 分	内 容
保税地域コード	コンテナが蔵置されている保税地域の保税地域コード(「業務コード集」参照)

ハ 本船扱い又はふ中扱い承認申請

「本船扱い・ふ中扱い・搬入前申告扱い承認申請書」(税関様式C第5250号)の「備考」欄に、次の事項を付記する。

- ① 利用者コード
- ② B/L番号
- ③ 保税地域コード(「業務コード集」参照)

また、システムを使用した本船扱い承認申請又はふ中扱い承認申請を行っていた場合は、「本船扱い・ふ中扱い・搬入前申告扱い承認申請書」に記載する申請年月日は、「本船・ふ中扱い承認申請控」(出力情報コード:SAL0761)に出力された申請年月日を記載する。

(2) 許可又は承認等情報の登録

前記(1)（輸入申告書等の提出）により行った申告、申請について、許可又は承認が行われた場合は、税関によりその旨がシステムに登録される。

2 本船扱い又はふ中扱い承認の取消し

(1) 本船扱い又はふ中扱い承認取消し手続

貨物情報等がシステムに登録されている貨物等について、システムを使用した本船扱い又はふ中扱い承認申請が承認された後に、本船扱い又はふ中扱い承認の取消しを受ける必要が生じた場合は、システムにより配信された「本船・ふ中扱い承認通知書」（出力情報コード：S A L O 7 7 2）を税関（通関担当部門）に提出し、取消しを受けたい旨を申し出る。

(2) 輸入申告等の撤回情報の登録

前記(1)（本船扱い又はふ中扱い承認取消手続）により承認の取消しが認められた場合は、税関（通関担当部門）によりその旨がシステムに登録される。

3 輸入申告等の撤回

(1) 輸入申告等の撤回手続

システムを使用した輸入申告等について、関税法基本通達 7-7（輸入（納税）申告書の撤回）により輸入申告等を撤回する場合は、輸入等許可までの間に、申告官署（通関担当部門）にその旨を申し出た上で、「輸入（納税）申告撤回申出書」（税関様式 C 第 5 2 4 5 号）1 通を提出する。

なお、「輸入（納税）申告撤回申出書」については、税関手続関連（共通編）-共通手続-第 2 章第 2 節（汎用申請関係手続）に定める「汎用申請」業務（業務コード：H Y S）により提出することもできる。

また、システムを使用した本船扱い承認申請、ふ中扱い承認申請若しくは関税等更正請求を撤回する場合は、これらの手続先の税関（通関担当部門）にその旨を申し出る。

なお、システムを使用した輸入申告等後に変更不可項目の訂正が必要となった場合についても、輸入申告等を撤回することとなることから留意すること。

なお、撤回することができる期間については、次のとおりである。

種 別	撤回可能時期
輸入申告等撤回	許可又は承認まで。
本船扱い又はふ中扱い承認申請撤回	本船扱い又はふ中扱い承認まで。
関税等更正請求撤回	関税等更正請求審査終了まで。

(2) 輸入申告等の撤回情報の登録

前記(1)（輸入申告等の撤回手続）により撤回が認められた場合は、税関（通関担当部門）によりその旨がシステムに登録される。

4 輸入申告等の手作業移行

(1) 手作業移行事由

システムを使用した輸入申告等、特例申告、修正申告、本船扱い若しくはふ中扱い承認申請又

は関税等更正請求について、それぞれ次のいずれかの事由により、システムによって処理をすることができない場合は、手作業に移行することとなる。

イ 輸入申告等

- (イ) 補正又は是正等により申告欄数が 99 欄を超えることとなった場合。
- (ロ) 補正又は是正等により内国消費税（地方消費税及び特殊関税を含む。）の受入科目が 6 科目を超えることとなった場合。
- (ハ) コンテナ扱い本数が 999 本を超えることとなった場合。
- (ニ) 補正又は是正等による訂正が 9 回を超える場合。
- (ホ) B P 承認後、税関による審査の結果、輸入許可前に更正通知書を申告者に送達する場合。
- (ヘ) B P 承認後、担保番号又は B P 承認申請事由を訂正する場合。
- (ト) その他システムにより処理することができない場合。

ロ 本船扱い又はふ中扱い承認申請

- (イ) 訂正が 9 回を超える場合。
- (ロ) その他システムにより処理することができない場合。

ハ 修正申告

- (イ) 申告内容を変更する場合。
- (ロ) 誤って二重にシステムに登録した場合。
- (ハ) その他税関において手作業移行が認められた場合。

ニ 関税等更正請求

- (イ) 請求内容を変更する場合。
- (ロ) 税関により請求内容と異なった更正通知が行われる場合。
- (ハ) その他税関において手作業移行が認められた場合。

なお、手作業移行をすることができる期間については次のとおりである。

種 別	手作業移行可能時期
輸入申告等手作業移行	輸入許可等まで。
特例申告手作業移行	特例申告期限日まで。
本船扱い又はふ中扱い承認申請手作業移行	本船扱い又はふ中扱い承認まで。
修正申告手作業移行	関税等の納付まで。
関税等更正請求手作業移行	関税等更正請求審査終了まで。

(2) 手作業移行手続

前記(1)（手作業移行事由）により輸入申告等、特例申告、修正申告、本船扱い若しくはふ中扱い承認申請又は関税等更正請求を手作業に移行する場合は、これらの手続先の税関（通関担当部門）にその旨を申し出た上で、次の手続きを行う。

イ 輸入申告等手作業移行又は特例申告手作業移行

輸入申告等に係る変更後の内容に基づき、「輸入（納税）申告書」（税関様式 C 第 5 0 2 0 号、C 第 5 0 2 5 号－1 及び C 第 5 0 2 5 号－2）（特例申告等については「輸入（納税）申告書」の表題を「特例申告書」と訂正し、上部余白に「7 条の 2」と朱書し□で囲んだもの。）又は「展示等申告書」（税関様式 C 第 3 3 4 0 号）を作成し、システムにより配信された「輸入申

告等控」(出力情報コードについては別紙5 (申告(変更)控情報参照)を添付して税関(通関担当部門)に提出する。

なお、提出部数は3通(原本、統計用、許可書用)とするが、統計計上を必要としない場合は2通とする。

ロ 本船扱い又はふ中扱い承認申請手作業移行

「本船扱い・ふ中扱い・搬入前申告扱い承認申請書」(税関様式C第5250号)を作成し、システムにより配信された「本船・ふ中扱い承認申請控」(出力情報コード: S A L 0 7 6 1)を添付して税関(通関担当部門)に提出する。

ハ 修正申告手作業移行

修正申告に係る変更後の内容に基づき、「関税修正申告書」(税関様式C第1020号)を作成し、システムにより配信された「修正申告控」(出力情報コード: S A D 4 7 1 1)を添付して税関(通関担当部門)に提出する。

ニ 関税等更正請求手作業移行

関税等更正請求に係る変更後の内容に基づき、「関税更正請求書」(税関様式C第1030号)を作成し、システムにより配信された「関税等更正請求控」(出力情報コード: S A D 4 7 6 1)を添付して税関(通関担当部門)に提出する。

◎ 留意事項

① 「申告・申請年月日」欄

システムを使用した輸入申告等の輸入申告等年月日を記載する。

② 「申告等番号」欄

- ・ 輸入申告等の場合は、別途税関が定める番号を記載する。
- ・ 特例申告又は特例委託特例申告の場合は、別途税関が定める申告番号を記載するとともに、輸入(引取)申告又は特例委託輸入(引取)申告時の申告等番号をかつこ書きで記載する。
- ・ 修正申告又は本船扱い若しくはふ中扱い承認申請の場合は、記載を要しない。
- ・ 関税等更正請求の場合は、記載を要しない。

(3) 手作業移行情報の登録

前記(2)(手作業移行手続)により手作業移行が認められた場合は、税関(通関担当部門)によりその旨がシステムに登録される。

5 出力情報

前記1(貨物情報等がシステムに登録されている貨物等に係る許可・承認等情報の登録)により許可又は承認情報がシステムに登録された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	配信先
許可・承認等登録通知情報(輸入通関)	S A D 4 6 3 1	通関蔵置場(注1)
併せ運送登録通知情報(許可・承認等情報登録)	S A D 4 6 4 1	蔵入等先保税地域(注2)

(注1) ① 一括申告又は一括申請の場合は、全ての蔵置場に配信される。

② 本船扱い又はふ中扱い承認の場合は、配信されない。

③ 本船扱いの輸入許可、輸入(引取)許可、特例委託輸入(引取)許可又はB P承認の場

合で、本船利用船会社がシステム参加の場合は、当該利用船会社に配信される。
(注2) システム参加保税地域の場合に限る。

◎ 留意事項

蔵入承認、移入承認、総保入承認又は展示等承認の場合で、併せ運送をする貨物については、税関手続関連（海上編）-貨物関係手続-第2章第4節（貨物の搬出関係手続）による搬出手続が必要となることから留意すること。